

8月1日から父子家庭にも 児童扶養手当が支給されます

女性児童課児童福祉係 ☎0824・73・1192

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、これまで対象外だった父子家庭の父親にも、8月1日から児童扶養手当が支給されることになりました。

児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育している家庭(ひとり親家庭)、あるいは母または父に代わってその子どもを養育している方(請求者)に対して支給される手当です。

※子どもとは、満18歳に到達する年度末(政令で定める中度以上の障害の状態にある場合は20歳未満)までの子どもです。

父子家庭の支給要件は？

次の①～④のいずれかに該当する子どもで、父がその子どもを監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども

- ③母の生死が明らかでない子ども
- ④その他(母が一定程度の障害の状態にある子どもなど)

※ただし、次のいずれかに該当すると支給対象となりません。
●子どもが父または母の死亡による遺族年金を受けられることができる場合

- 請求者が老齢福祉年金以外の年金を受給できる場合
- 子どもが父の配偶者(事実上の配偶者を含む)と生計を同じくしている場合
- 子どもが婚姻をしている場合
- その他(子どもが児童福祉施設などに入所している場合など)

手当の額は？

受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などにより決められます。ただし、所得制限があります。

- 子どもが一人の場合(月額)
 - 全部支給 4万1720円
 - 一部支給 4万1710円～9850円

- 二人以上の子どもを養育している場合は、2人目は50000円、3人目以降は1人につき30000円が加算されます。

所得制限とは？

請求者の所得額により、全部支給・一部支給・全部停止のいずれかに決定します。所得制限額や所得額の計算には、加算項目や控除項目が様々あります。

また同居の親族(扶養義務者)の所得制限もあり、個々によって計算が異なりますので、詳しくはお尋ねください。

主な所得制限限度額は次のとおりです。

税法上の扶養親族などの数	受給資格者の前年分所得額	
	全部支給限度額	一部支給限度額
0人	19万円未満	192万円未満
1人	57万円未満	230万円未満
2人	95万円未満	268万円未満
3人	133万円未満	306万円未満
以降一人増につき		38万円加算

支給の時期と支給の方法は？

毎年4月・8月・12月に、それぞれ前月分まで(最高4カ月分)が受給者指定の金融機関口座に振込まれます。

※8月分から11月分が支給されるのは12月です。

父子家庭の方が受給するためには？

- 受給するためには申請が必要ですが、受付は女性児童課児童福祉係および各支所保健福祉係(東城支所は福祉係)で行います。

- 支給要件に該当した時期および申請時期により支給月が変わります。
- 7月31日までに支給要件に該当している方
 - ↓11月30日までに申請をすれば、「平成22年8月分」から支給されます。
- 8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方
 - ↓11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

11月30日までに申請を！

11月30日を過ぎて申請されると、支給要件の該当時期にかかわらず、「申請の翌月分」からの支給になります。該当する場合は、必ず11月30日までに手続きをしてください。

申請には、戸籍謄本などを添付することになりますが、手当を受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、事前に女性児童課児童福祉係(☎0824・73・1192)各支所の保健福祉室または民生生活室へご相談ください。